

令和7年度 第1回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	桜井市私立保育施設等物価高騰対策支援事業(保育所)(臨時)	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた保育所運営事業者に対して、給食の賄材料費の高騰分の補助を行うことで、事業者の事業継続を支援する。 ②給食賄材料費の価格高騰分に対する補助に要する経費 ③補助金13,523千円(補助単価1,320円*児童10,244人)職員等の分は対象外 ④市内私立保育所運営事業者	R7.4	R8.3
2	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	桜井市私立保育施設等物価高騰対策支援事業(幼稚園)(臨時)	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた幼稚園運営事業者に対して、給食の賄材料費の高騰分の補助を行うことで、事業者の事業継続を支援する。 ②給食賄材料費の価格高騰分に対する補助に要する経費 ③補助金994千円(補助単価1,320円*児童753人)職員等の分は対象外 ④市内私立幼稚園運営事業者	R7.4	R8.3
3	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	指定収集袋(家庭用可燃)無償配布事業(臨時)	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている各世帯に対し、可燃ごみ用収集袋を無償配布しごみ処理手数料を免除することで、生活・暮らしを支援する。 ②ごみ処理手数料の免除相当分及び可燃ごみ用収集袋の配布に要する経費 ③消耗品費22千円、通信運搬費9,252千円、委託料(封入作業等)5,956千円、ごみ処理手数料免除相当額28,270千円【ごみ焼却炉等運営管理委託料に充当】 ④市内全世帯	R7.4	R8.3
4	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援	就学援助費 臨時給付金支給(小学校)(臨時)	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活困窮者等への支援として、準要保護児童を養育する保護者に対し、臨時支援金を給付することにより、生活・暮らしの支援を行う。 ②準要保護児童を養育する保護者への支援に対する経費 ③就学援助扶助費1,670千円(5千円*334人) ④準要保護児童を養育する保護者	R7.4	R8.3
5	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援	就学援助費 臨時給付金支給(中学校)(臨時)	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活困窮者等への支援として、準要保護生徒を養育する保護者に対し、臨時支援金を給付することにより、生活・暮らしの支援を行う。 ②準要保護生徒を養育する保護者への支援に対する経費 ③就学援助扶助費1,175千円(5千円*235人) ④準要保護生徒を養育する保護者	R7.4	R8.3
6	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	食料品等の価格高騰に伴う給食費の保護者負担の軽減事業(臨時)	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた市内小中学校に通う生徒・児童を養育する保護者を支援するため、市立小中学校の学校給食費を3ヵ月分免除する(教職員等の分は対象外)。また、市立小中学校でアレルギー等の理由により給食の提供を一部又は全部受けていない、並びに市立以外の小中学校に通う生徒・児童を養育する保護者に対し給食費3ヵ月分相当額を補助する。 ②学校給食費の免除相当分及び免除相当額の補助に要する経費 ③給食費の免除相当額51,070千円(〔小学生2,492人*4,400円+中学生1,289人*4,700円〕*3ヵ月)【賄材料費に充当】、消耗品費30千円、通信運搬費120千円、手数料20千円、補助金4,538千円(〔給食提供なし小中学生、私立小中学生等〕(〔小学生96人*4,400円+中学生221人*4,700円〕*3ヵ月)、【牛乳アレルギー対応小中学生】(〔小学生28人*961円+中学生13人*953円〕*3ヵ月)、【牛乳のみ提供小学生】(〔小学生3人*4,052円〕)*3ヵ月) ④市内在住の小中学生を養育する保護者	R7.4	R8.3